

企画競争説明書

(QCBS方式)

業務名称：バングラデシュ国大気汚染モニタリング機材整備計画準備調査 (QCBS)

調達管理番号：22a00918

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出する「プロポーザル」に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉権者を行う契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

「4.（2）上限額」を超えた見積が本見積として提出された場合、当該プロポーザル・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますのでご注意ください。

2023年3月8日

独立行政法人国際協力機構

調達・派遣業務部

第1章 企画競争の手続き

1. 公示

公示日 2023年3月8日

2. 契約担当役

理事 井倉 義伸

3. 競争に付する事項

- (1) 業務名称：バングラデシュ国大気汚染モニタリング機材整備計画準備調査 (QCBS)
- (2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり
- (3) 適用される契約約款：
 - (○) 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください¹。(全費目課税)
 - () 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務(役務)が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。(全費目不課税)
- (4) 契約履行期間(予定)：2023年5月～2024年4月
新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議の上決定します。

4. 担当部署・日程等

- (1) 選定手続き窓口
調達・派遣業務部 契約第一課
電子メール宛先：outm1@jica.go.jp
担当者メールアドレス：Ohnishi.Kenichiro@jica.go.jp
- (2) 事業実施担当部
地球環境部 環境管理グループ 第一チーム
- (3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	期限日時
1	配付依頼受付期限	2023年3月14日 12時
2	企画競争説明書に対する質問	2023年3月22日 12時

¹ 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

3	質問への回答 3月14日12:00までの受領分	第1回 回答日 2023年3月17日
4	質問への回答	第2回（最終）回答日 2023年3月27日
5	プロポーザル等の提出用フォルダ 作成依頼	プロポーザル等の提出期限日の 4営業日前から1営業日前の正午 まで
6	本見積額（電子入札システムへ送 信）、本見積書及び別見積書、プ ロポーザル等の提出日	2023年3月31日 12時
7	プレゼンテーション	行いません。
8	プロポーザル審査結果の連絡	見積書開封日時の2営業日前まで
9	見積書の開封	2023年4月14日10時
10	評価結果の通知日	見積書開封日時から1営業日以内
11	技術評価説明の申込日（順位が第 1位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の 翌日から起算して7営業日以内 （連絡先：e-propo@jica.go.jp）

5. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022年4月）」を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。
特定の排除者はありません

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者
とします。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成
し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社
の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約
は認めません。

6. 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、下記 URL に示される手順に則り依頼くだ
さい（依頼期限は「第1章 企画競争の手続き」の「4. (3) 日程」参照）。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/notice/distribution.html>)

提供資料：

- ・第3章 技術提案書作成要領に記載の配付資料

- ・「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」

「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」については、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後、受注した場合は履行期間終了時に速やかに廃棄することを求めます。

7. 企画競争説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

（1）質問提出期限

- 1) 提出期限：上記4.（3）参照
- 2) 提出先：上記4.（1）選定手続き窓口
CC: 担当メールアドレス
- 3) 提出方法：電子メール

- ① 件名：「【質問】調達管理番号_案件名」
- ② 添付データ：「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）

注1）質問は「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）に記入し電子メールに添付して送付してください。本様式を使用されない場合は、回答を掲載しない可能性があります。JICA 指定様式は下記（2）の URL に記載されている「公示共通資料」を参照してください。

注2）公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

注3）質問提出期限内であれば、何回でも質問の提出を受け付けます。

（2）回答方法

上記4.（3）日程のとおり、原則2回に分けて以下の JICA ウェブサイトに掲載します。

（URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

8. プロポーザル等の提出

- （1）提出期限：上記4.（3）参照

（2）提出方法

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2022年6月1日版）」をご参照ください。

（URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

1) プロポーザル

- ① 電子データ（PDF）での提出とします。
- ② 上記4.（3）にある期限日時までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールを e-koji@jica.go.jp へ送付願います。

- ③ 依頼メール件名：「提出用フォルダ作成依頼_（調達管理番号）_（法人名）」
- ④ 依頼メールが1営業日前の正午までに送付されない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。
- ⑤ プロポーザル等はパスワードを付けずに GIGAPOD 内のフォルダに格納ください。

2) 本見積額

- ① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額（千円未満切り捨て。消費税は除きます。）を、上記4.（3）日程の提出期限までに電子入札システムにより送信してください。
- ② 上記①による競争参加者の本見積額により価格点を算出し、総合点を算出して得られた交渉順位の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。この際に、交渉順位1位となった競争参加者には上記の本見積額に係る見積書（含む内訳書）にかかるパスワードを求めます。

3) 本見積書及び別見積書、別提案書

本見積書、別見積書、及び別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案がある場合のみ）は GIGAPOD 内のフォルダに格納せず、パスワードを設定した PDF ファイルとし、上記4.（3）の提出期限までに、別途メールで e-koji@jica.go.jp へ送付ください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(3) 提出先

1) プロポーザル

「JICA 調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

2) 見積書（本見積書及び別見積書）、及び別提案書

- ① 宛先：e-koji@jica.go.jp
- ② 件名：（調達管理番号）_（法人名）_見積書
[例：20a00123_〇〇株式会社_見積書]
- ③ 本文：特段の指定なし
- ④ 添付ファイル：「20a00123_〇〇株式会社_見積書」
- ⑤ 見積書・別提案書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(4) 提出書類

1) プロポーザル・見積書

2) 別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案がある場合のみ）

(5) 電子入札システム導入にかかる留意事項

- 1) 作業の詳細については、電子入札システムポータルサイトをご確認ください。
(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>)
- 2) 電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

9. 契約交渉権者の決定方法

(1) 評価方式と配点

プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、配点を技術評価点90点、価格評価点10点とします。

(2) 評価方法

1) 技術評価

「第2章 プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン(2022年4月)」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」、
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

また、第3章4.(2)に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず(プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします)、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

技術評価点が基準点(100点満点中60点)を下回る場合には不合格となります。なお、合否の結果をプロポーザルに記載のメールアドレス宛にお知らせします。不合格の場合、電子入札システムに送信いただいた見積額の開札は行いません。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

技術評価の基準

当該項目の評価	評価点
当該項目については極めて優れており、高い付加価値がある業務の履行が期待できるレベルにある。	90%以上
当該項目については優れており、適切な業務の履行が十分期待できるレベルにある。	80~90%
当該項目については一般的な水準に達しており、業務の履行が十分できるレベルにある。	70~80%
当該項目については必ずしも一般的なレベルに達していないが、業務の履行は可能と判断されるレベルにある。	60~70%
当該項目だけで判断した場合、業務の適切な履行が困難であると判断されるが、他項目の提案内容・評価によっては、全体業務は可能と判断されるレベルにある。	40~60%
当該項目の評価は著しく低いものであり、他項目の提案内容・評価が優れたものであったとしても、本項目の評価のみをもって、業務の適切な履行が疑われるレベルにある。	40%以下

2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に以下について加点されます。

① 業務管理体制及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）としてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

3) 価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を100点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り100を乗じます（小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出）。具体的には以下の算定式により、計算します。

$$\textcircled{1} \quad (\text{価格評価点}) = \text{最低見積価格} = 100 \text{点}$$

$$\textcircled{2} \quad (\text{価格評価点}) = \text{最低見積価格} / (\text{それ以外の者の価格}) \times 100 \text{点}$$

ただし、ダンピング対策として、競争参加者が第3章4.（2）に示す上限額の80%未満の見積額を提案した場合は、上限額の80%を見積額とみなして価格点を算出します。

上限額の80%を下回る見積額が最も安価な見積額だった場合、具体的には以下の算定式により価格点を算出します。

最も安価な見積額：価格評価点 = 100点

それ以外の見積額（N）：価格評価点 = (上限額 × 0.8) / N × 100点

*最も安価ではない見積額でも上限額の80%未満の場合は、上限額の80%をNとして計算します。

4) 総合評価

技術評価点と価格評価点を90：10の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分をそれぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

$$(\text{総合評価点}) = (\text{技術評価点}) \times 0.9 + (\text{価格評価点}) \times 0.1$$

(3) 見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、電子入札システムを介して提供された本見積額（消費税抜き）は上記4.（3）日程に記載の日時にて開封します。また、電子入札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。電子入札システムにて自動的に消費税10%が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。

なお、技術評価の確定に時間を要し、見積額の開封の日時が延期されることもあります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

※不合格の場合、電子入札システムへ送信いただいた見積額は開札しません。

(4) 契約交渉権者の決定方法

1) 総合評価点が最も高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。

2) 総合評価点が同点であった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。

- 3) 最も高い総合評価点が複数あり、更にその内複数の技術評価点が同点であった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。

10. 評価結果の通知・公表と契約交渉

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記4.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

11. 資金協力本体事業への推薦・排除

本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取扱われます。

- (1) 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき JICA による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、JICA が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E/N）に規定する日本法人であることを条件とします。本件業務の競争に参加するものは、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。
- (2) 本件業務の受注者（JV 構成員及び補強として業務従事者を提供している社
の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力
準備調査）の結果に基づき JICA による無償資金協力が実施される場合は、設
計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び生産物の調達から排除され
ます。

第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」別紙「プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条 総則

この仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という。）と受注者名（以下「受注者」という。）との業務実施契約により実施する「バングラデシュ国大気汚染モニタリング機材整備計画準備調査（QCBS）」に係る業務の仕様を示すものである。

第2条 プロジェクトの背景

バングラデシュ国では、経済成長に伴う急激な交通需要の増加等により、大気汚染が深刻化している。当国のPM2.5濃度（全国年平均）は76.9 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ と、世界保健機構が定める環境基準値（5 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）を大幅に超過しており、世界で最も大気汚染が深刻な国とされている（IQ Air、2021年）。当国では大気汚染に起因する呼吸器系疾患や心疾患等により、2017年には約12.3万人が死亡したと推計されており、国民の健康にも重大な影響が及んでいる（Health Effects Institute、2019年）。また、PM2.5の主要構成要素であるブラックカーボン（黒煙）は、一般的に二酸化炭素の460～1,500倍の温室効果を持つとされている。ブラックカーボンを含む短寿命気候汚染物質（Short-Lived Climate Pollutants、以下、「SLCP」という。）は、地球温暖化の原因の最大約45%を占めるとも指摘されており、大気汚染は地球温暖化にも大きな影響を与えている（Institute for Governance and Sustainable Development、2013年）。このため当国政府は、第8次5か年計画（2020/21-2024/25年）にて、PM2.5濃度（年平均）を2025年までに60 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ に抑えることを目標に掲げるなど、大気環境の改善を喫緊の課題に位置付けている。同計画では、観測機器やデータベースを整備し、モニタリング体制を強化することで、必要な政策・制度の立案に取り組む必要があるとされているものの、現状では十分な対策は講じられていない。世界銀行の支援により、固定発生源由来の大気汚染物質の排出実態を把握するための一般環境大気測定局が全国に16か所整備されたものの、PM2.5の主要な排出原因とされている自動車排ガス等の移動発生源由来の大気汚染対策については、大気質を測定・分析するための自動車排ガス測定局が未整備であり、自動車排ガス等に係る適切な環境基準や政策を策定するために必要なデータの測定・分析ができていない。

「大気汚染モニタリング機材整備計画」（以下「本事業」という。）は、自動車排ガス測定局を整備することにより、移動発生源由来の大気汚染物質に関する測定・分析能力の強化を図り、大気汚染対策能力の強化に寄与することで、上記の開発課題に対応するものである。

本協力準備調査では、本事業の必要性・妥当性を詳細に検討するため、対象地域の既存の一般大気汚染測定局の運営維持管理にかかる現況を把握しつつ過去の類似事業の状況も踏まえて課題を抽出し、その後、無償資金協力案件として適切な概略設計を行い、事業計画を策定し、概略事業費を積算することを目的とする。

なお、JICAは環境・森林・気候変動省 環境局を対象に、大気質管理の能力向上を目

的とした技術協力を実施する予定である。

第3条 プロジェクトの概要

(1) 目標

バングラデシュ国において、移動発生源由来の大気汚染物質に関する測定・分析能力が強化される。

(2) 成果

バングラデシュにおいて自動車排ガス測定局が整備される。

(3) 事業概要

ア) 機材

自動車排ガス測定局（大気環境濃度測定機、自動車走行量の把握用測定機等）
6地点（交通量の多い道路脇）を想定

※測定物質については、大気環境濃度を現場にて自動測定できる範囲を想定

イ) コンサルティング・サービス

詳細計画、入札支援、調達監理、機材据付監理

ウ) ソフトコンポーネント：

上記機材を活用した自動車排ガス測定局の運営・維持管理の指導を想定。
必要性及び妥当性は本業務内で検討する。

(4) 対象地域（サイト）：

バングラデシュ国全土

(5) 関係官庁・機関

実施機関：環境・森林・気候変動省 環境局（Ministry of Environment, Forestry, and Climate Change (MOEFCC), Department of Environment (DOE)）

第4条 業務の目的

施設・機材等調達方式の無償資金協力の活用を前提として、事業の背景、目的及び内容を把握し、効果、技術的・経済的妥当性を検討のうえ、協力の成果を得るために必要かつ最適な事業内容・規模につき概略設計を行い、概略事業費を積算するとともに、事業の成果・目標を達成するために必要な相手国側分担事業の内容、実施計画、運営・維持管理等の留意事項などを提案することを目的とする。

第5条 業務の範囲

本業務は、本事業について、「第4条 業務の目的」を達成するため、「第6条 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「第7条 業務の内容」に示す事項の調査を実施し、「第8条 成果品等」に示す報告書等を作成するものであり、原則、本業務における現地調査の初期の段階において、JICA がバングラデシュ側と、調査の目的、基本方針、実施の方法、実施機関への便宜供与依頼事項、無償資金協力のスキーム等に関して合意する協議議事録に基づいて実施するものとする。

第6条 実施方針及び留意事項

(1) 調査手法、調査項目

企画競争説明書は、情報収集・確認調査において収集・分析した情報を含めて、これ

までに判明した事実及び現地から入手した情報を基に作成したものである。コンサルタントは、より効率的かつ効果的な調査手法等を検討の上、業務を効果的・効率的に実施するために必要な調査方法・手順等（国内作業、現地調査、帰国後整理期間の区分を含む。）をプロポーザルに具体的に記載すること。なお、企画競争説明書に記載している事項以外にコンサルタントが必要と判断する調査項目についても、プロポーザルに記載して提案すること。

（２）現地調査の実施方法

本業務においては、下記のとおり計 2 回の現地調査実施を想定する。なお、どちらの現地調査に際しても、JICA から調査団員を各 7～12 日間程度参加させることを想定している。なお、ア) のうち現地傭人の積極活用等により遠隔での調査実施が可能な項目について、第 1 次国内作業の過程で日本国内から予備的な情報収集を開始するなど、効率的な調査工程を確保するよう工夫する。

ア) 第 1 次現地調査（概略設計の実施及び報告書案の作成等に必要な各種調査、協議、情報収集）

イ) 第 2 次現地調査（概略設計に係る報告書（案）の説明・協議）

（３）計画内容の確認プロセス

本業務は、我が国が無償資金協力として実施することが適切と判断される計画を策定することを目的の一つとしているため、計画内容の策定に当たっては、調査の過程で、随時 JICA 及び関係者と十分に協議する。

（４）既存資料の活用

本計画の対象となる資機材の整備の必要性・妥当性の検証等に当たっては、「大気汚染にかかる基礎情報収集・確認調査」（2021～2022 年）（以下、「情報収集・確認調査」という。第 3 章 6. に示す配布資料／閲覧資料等を参照）を活用する。

情報収集においては、資料収集に加えて、必要に応じて実施機関の担当者や関係するコンサルタントに事業運営に係る課題、問題点及び解決方法等について確認し、これらの情報を事業計画に反映させる。

（５）対象地域の確定

対象地域は「バングラデシュ国全土」となっている。一方で、要望機材は「自動車排ガス測定局 6 地点を想定」となっている。測定局を設置する都市について、測定局が散在すると測定、運用効果が下がること、人口、交通量の大きい都市に設置すべきであることを鑑み、対象地域は、主にダッカとし、チョットグラムでの設置も検討することを想定している。本調査においては、対象地域は上記を想定しており、もし、第一次現地調査にて先方と協議の結果、他都市での設置を検討する必要がある場合は、必要に応じ、契約変更にて対応するものとする。

（６）一般環境大気測定局の現状把握

世界銀行の支援により、2009 年以降、大気汚染担当部門の設立や固定発生源由来の大気汚染物質の排出実態を把握するための一般環境大気測定局を全国に 16 か所整備した。これの運営維持管理状況、機材仕様、観測項目、データの活用状況等の現状及び課題、得られた知見を把握し、これを考慮のうえ、本事業の計画を策定する。また、既存のデータ処理等ネットワークシステムについても調査のうえ、整合性に留意して本事業で導入する機材の仕様を検討する。

なお、現地調査の対象はダッカ、チョットグラムを想定する。

(7) 他ドナーの支援動向の確認

世界銀行は、2023年より、「Environmental Sustainability and Transformation Project」を実施し、大気汚染対策部門も含む DOE 全体の組織体制見直しや、県事務所・研究施設の建設等の支援を進める予定との情報がある。上記支援と本事業には重複はないと想定しているが、再度、上記支援内容を確認するとともに、相乗効果が得られるように計画を策定する。

(8) 具体的な設置地点の検討、確定

ダッカ、チョットグラムでの具体的な設置地点の検討について、「(6) 一般環境大気測定局の現状把握」による一般環境大気測定局の地点、運用維持管理の現状を踏まえ、交通量等を検討のうえ、効果的、効率的な測定が行われ、且つ、維持管理に適した候補地点を、先方と協議のうえ抽出する。先方より設置可能と目される候補地点のリストを早期に取り付けるなどを行ったうえ、先方負担による設置場所の確保、フェンス等付帯設備の設置、電気設備の引き込み等が確実に行われる見込みである地点を先方と協議すること。

(9) 導入機材及び維持管理体制の検討

(6) で確認した一般環境大気測定局の現状を踏まえ、本事業により、維持管理にかかる実施能力（予算、人員、組織体制、技術レベル、保有機材等）、運用計画、メンテナンス計画の策定と想定される経費の積算を行い、負担区分を検討・明示し関係者の合意を得る。また、関係者と協議の上、必要に応じ、適切な運用・維持管理を担保するためのソフトコンポーネントの要否を検討する。

なお、JICA は環境・森林・気候変動省 環境局を対象に、大気質管理の能力向上を目的とした技術協力を実施する予定である。このため、JICA との協議を通じて、本事業で整備される機材及びソフトコンポーネントが技術協力と連動し相乗効果を発現するよう計画する。

(10) 機材数量や導入先の優先順位付け

上記(1)から(9)の調査結果を踏まえ、対象地域における機材の内容、数量および配置先について、優先順位づけを行い、相手国関係者と協議・合意する。また、双方で合意後、相手国政府による正式要請書の提出を支援する。本計画の実施段階にあたっては、入札結果により計画コンポーネントの一部が実施できない可能性もあるため、機材の優先順位及びスコープカットのリスクについて、バングラデシュ側と十分協議を行う。その他、要請されていないが必要なコンポーネントがあれば相手国関係者と協議の上、その適否を検討する。

(11) 運営・維持管理計画の策定及び運営・維持管理費の積算

対象機材の選定にあたっては、バングラデシュ国内で維持管理し、スペアパーツ入手が可能な機材であることが必須である。従って、機材の維持管理に必要な代理店・メーカー等の活動状況、スペアパーツの入手可能性について十分に情報収集を行い、実施機関が独力で維持管理が可能な仕様や維持管理体制を提案する。

(12) 相手国負担事項の確認

相手国側負担事項（機材設置場所の確保、付帯設備の設置ほか、便宜供与、免税や輸

出入等に係る各種認可の取得等)のプロセス、実施のタイミング、各手続きにおける関係省庁を明確にし、その着実な実施を相手国政府に要請し、個別に書面にて確約を取り付ける。これら調査の結果は無償資金協力として事業を実施する際の相手国負担事項としてミニッツに記載され、実施のタイミングや予算の概算と共に事業実施時の相手国負担事項の根拠となる。なお、この情報はDD時にさらに精査・更新される。

(13) 税金情報の収集整理

無償資金協力事業では免税が原則であるため、免税措置がどの役所によって、どのような手続きで行われるか等について詳しく調査する。具体的には、①法人の利益・所得に課される税金(法人税等)、②個人の所得に課される税金(個人所得税等)、③付加価値税(VAT等)、④資機材の輸入に課される税金や諸費用、⑤その他、当該事業実施において関係する主要税目を対象に、それぞれ当該国における名称、税率、計算方法、根拠法等をまとめた上で、各税目について、受注企業が免税(事前免税、事後還付、実施機関負担等)を確保するために必要な手続き(申請先、手順、所要期間等)について調査する。過去に免税措置に関する問題があった場合は、その理由を詳しく調査する。また国内においても、過去に案件を実施した経験のある本邦企業に対して、OCAJI等を通じてヒアリングを行い、免税情報を収集する。

(14) 評価指標、モニタリング

計画の評価指標及び目標値の設定にあたっては、相手国実施機関にその重要性和必要性を説明し、合意する。また指標の達成状況に関するモニタリング体制や方法について機材の運営・維持管理計画に記載し、第2次現地調査において相手国実施機関に説明し、合意を得る。

(15) バングラデシュ政府内の事業承認手続き

日本政府による検討を経て円借款供与に至る場合は、事業の円滑な実施のため、借款契約調印に先立ち、バングラデシュ政府内での開発事業提案書(Development Project Proposal : DPP)が承認されている必要があるため、DPP策定・承認に係る側面支援を行う。

第7条 業務の内容

上記「第6条 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、以下の業務を実施する。

<第1次国内作業>

(1) インセプション・レポートの作成

関連資料の分析・検討を行い、事業の全体像を把握する。併せて、調査全体の方針・方法を検討した上で、現地調査項目を整理し、調査計画を策定する。

上記の作業を踏まえて、インセプション・レポート、質問票を作成する。特に、第1次国内作業においては、効率的に第1次現地調査を行うために、後述する第1次現地調査の内容に関連する既存の資料や調査結果のレビューを事前に行い、必要となる情報や内容、課題等の検討を行った上で、現地にて確認する内容の整理を行うこと。

(2) 設計・積算方針の予備的検討、対処方針(案)の確認

上記を踏まえ、調査開始時点で把握できている情報をもとに対象機材や設計・積算方針について予備的な検討を行い、日本側関係者と協議・確認する。また、上記調査結果を踏まえた現地調査に係る対処方針案についても関係者に説明し、内容を協議・確認す

る。

<第1次現地調査>

(3) インセプション・レポートの説明・協議

JICAが派遣する調査団員と協力し、インセプション・レポート（調査方針、調査計画、便宜供与依頼事項、我が国無償資金協力制度等）を相手国政府関係者に説明し、内容を協議・確認する。併せて、JICA団員と協力して我が国の無償資金協カスキームを相手国政府関係者等に説明し、今後の調査・協力の進め方、留意事項、双方の役割分担、機材導入先の優先順位づけのクライテリアなどについて協議・確認を行う。

(4) 事業の背景・経緯、大気汚染の現状の確認

情報収集・確認調査で収集した情報を活用し、事業の背景・経緯、大気汚染の現状をレビュー、確認し、本計画の必要性及び裨益効果等の観点から無償資金協力の妥当性を検証する。

(5) 本計画に係る先方実施機関の考え方の確認

本計画の目的、モニタリング体制、分析手法、移動汚染源への対策方針について、先方実施機関の考えを確認し、対象地域、機材の設置場所、機材の観測項目等を検討する。

(6) 他ドナーの援助動向の調査

「5. 実施方針及び留意事項」に記載のとおり、世界銀行が大気汚染対策分野に支援を続けているほか、世界銀行以外のドナーによる同分野への援助動向も含め、調査、把握し、本事業と相乗効果が得られるようにする。

(7) 相手国側の実施体制及び実施機関の組織・技術面でのキャパシティの確認及び財務状況の確認

- ア) 情報収集・確認調査の調査結果を踏まえ、事業実施機関である環境・森林・気候変動省 環境局の人員配置計画、予算措置、技術的能力・実施体制、財務状況等を更新する。
- イ) 本計画の目標を達成するために必要となる相手国側負担事項を確認し、これらを担保するために必要な各種資源を算出して提案する。

(8) 基本スコープを設定するための各種情報の確認

情報収集・確認調査の調査結果を参考に、計画の基本スコープを設定するための各種の情報をレビューし、その後の状況の変化等により課題が生じている事項や今後検討を必要とする事項等を明らかとし、これらを取りまとめたうえで、本計画の内容に関してバングラデシュ側と確認する。

(9) 既存一般環境大気測定局状況調査

全国に16か所整備されている一般環境大気測定局の運営維持管理状況、機材仕様、データの活用状況等の現状を把握する。また、既存のデータ処理等ネットワークシステムについても調査のうえ、整合性に留意して本事業で導入する機材の仕様を検討する。なお、現地調査の対象はダッカ、チョットグラムを想定する。

(10) 具体的な設置地点の検討、確定

ダッカ、チョットグラムでの具体的な設置地点の検討について、「(6) 一般環境大

気測定局の現状把握」による一般環境大気測定局の地点、運用維持管理の現状を踏まえ、交通量等を検討のうえ、効果的、効率的な測定が行われ、且つ、維持管理に適した候補地点を、先方と協議のうえ抽出する。用地の確保やそのための手続きについても確認する。測定や維持管理については、電気や通信線（若しくは電波）の引き込みが可能であり、電源の質と必要な保護対策を確保できること、通信が安定していること、落雷対策等の確認が必要である。加えて、設置地点での測定データを自動伝送することが可能であることの確認を行う。

交通量や気象条件等をレビューのうえ、候補地点において窒素酸化物やPM2.5の大気中濃度、気象条件を簡易測定器を用いて測定する。

また、先方負担による設置場所の確保、フェンス等付帯設備の設置、電気設備の引き込み、盗難対策等が確実に行われる見込みであることを検討し、設置地点を確定させる。

(11) 機材計画調査

機材の選定には、バングラデシュに適した機材の数量、規模及び種類を検討する。バングラデシュ国内における大気汚染対策にかかる法令、排ガス基準、大気環境基準、車検制度並びに義務や罰則規定の有無等の基準・情報の収集を行い、計画に反映させる。

実施機関の技術レベル、運営・維持管理体制、予算措置、設置場所を十分に考慮し、継続的な維持管理が可能な資機材について検討の上、計画に反映させる。

(12) 調達事情調査（調達国、価格、アフターサービス、スペアパーツ入手等）

ア) 現地で容易に維持管理可能な計画とするため、現地における消耗品、スペアパーツ等の調達状況について特に留意して調査する。

イ) 現地調達、本邦調達あるいは第三国調達を考慮し、資機材の流通・調達状況、関連法規、さらに本邦調達、第三国調達を行う場合の通関手続き・関税の免税方法等について調査する。

(13) 相手国側負担事項の整理（測定局設置に係る場所の確保、付帯設備の設置、各種許認可の取得、その他便宜供与等）

ア) 我が国の無償資金協カスキームの原則を踏まえ、本計画で協力対象とする範囲と、予定されている相手国負担事項との責任分担の考え方を明確に説明する。

イ) これまでの調査結果に基づき、相手国負担事項（免税手続、測定局設置に係る場所の確保、付帯設備の設置、維持管理等）を整理し、これらのプロセス及び各手続きにおける関係省庁を明確にし、その実施のための計画を策定する。なお、取得した免税情報は JICA 事務所にて蓄積していくことが望ましいため、調査開始時に JICA 事務所と協議し、JICA 事務所側から基礎的な情報を入手するとともに、調査終了時には必ず JICA 事務所へ結果を報告する。その際、更新した情報と併せて、相手国政府と協議した際の情報（協議相手、内容、連絡先等）も提出する。なお、調査結果は所定の様式（免税情報シート）にまとめ、提出する。

ウ) 上記計画に基づいて、相手国負担事項の着実な実施を相手国政府に要請し、確約を取り付ける。重要事項についてはミニッツ等の書面で確認するため、JICA が重要事項を確認する際等に、必要な支援を行う。

エ) 相手国負担事項については、相手国の実情を踏まえつつ実施可能なものとなるよう留意し、調査実施の早期の段階から相手国と十分に協議を重ねた上で検討する。

(14) ソフトコンポーネント計画の検討、計画策定

上記で検討した導入予定資機材について以下を実施する。

- ア) 資機材の導入に伴い導入すべきソフトコンポーネントの検討
- イ) ソフトコンポーネント計画の策定

(15) 無償資金協力事業の評価にかかる調査

本計画の成果を定量的かつ的確に評価可能な指標を検討・設定し、同指標設定に必要なデータの収集等を行う。事業評価については、妥当性と有効性に分類して整理する。有効性については、①定量的効果、②定性的効果、に分類して評価し、定量的効果については、可能な限り定量的指標を設定し、事業完成後約3年をめぐりとした目標年の目標値を設定する。なお、本計画の実施前と実施後の効果が測定できるよう、評価指標のベースラインとなる情報収集を徹底する。

(16) ジェンダー主流化ニーズ調査・分析に係る検討

自動車排ガス測定局の運転・維持管理に関わる職員技術者のジェンダーバランスの確認等、ジェンダー主流化ニーズを調査、分析する。

具体的に調査項目は以下とし、将来、以下の〈活動〉の実施やその評価のための〈指標〉の活用ニーズを確認、分析、検討する。

〈調査項目〉

バングラデシュの大気汚染対策に関する法制度・政策・方針等におけるジェンダー関連事項、実施機関のジェンダー比率、意思決定への女性の参画状況、自動車排ガス測定局の運転・維持管理技術者のジェンダーバランス等

〈活動〉

自動車排ガス測定局の運転・維持管理技術の指導において、女性技術者の育成を行う等

〈指標〉

自動車排ガス測定局の運転・維持管理技術の指導・研修受講者における女性技術者の割合等

(17) 第1次現地調査内容の整理・報告

第1次現地調査での調査内容について整理し、バングラデシュ側関係者と JICA バングラデシュ事務所に報告する。

〈第2次国内作業（国内解析）〉

(18) 第1次現地調査結果の報告

「現地調査結果概要」を作成し、帰国後10日以内に帰国報告会（設計方針会議）を開催して調査結果を報告する。

帰国報告会（設計方針会議）は「現地調査結果概要」を基に調査結果を報告し、設計・積算の基本方針及び適正な内容・案件規模の設定について、関係者に確認すること。

なお、「現地調査結果概要」の作成に当たっては、「無償資金協力に係る報告書等作成のためのガイドライン」を参照し、少なくとも「現地調査結果概要目次案」に記載されている以下の項目を含めることとする。

- ① 相手国要望内容の確認
 - (i) 相手国要望内容との変更状況・持ち帰り事項
 - (ii) 当該セクター及び対象サイトの現状と課題
 - (iii) 他ドナーとの関連
- ② 現地調査結果

- (i) 対処方針に対する結果
- (ii) 対処方針以外の結果
- ③ 協力の方向性（案）
 - (i) プロジェクトの基本方向付け（案）
 - (ii) 協力対象事業の設計に係る考え方（案）
- ④ その他参考資料

（19）設計・積算方針会議

第一次国内作業の予備検討及び第一次現地調査の結果を踏まえて検証精査した設計・積算方針を関係者との会議（設計・積算方針会議）を通じて確認する。2023年8月下旬頃を目途に設計・積算方針会議を開催し、帰国報告会（設計方針会議）における確認結果を踏まえ、概略設計及び積算作業を行う上での基本方針を関係者に確認すること。

資料の作成に当たっては、「協力準備調査設計・積算マニュアル（試行版）」の「機材編」の概略事業費（無償）積算内訳書の項目を参考に作成すること。

（20）事業内容の計画策定（概略設計）

上記調査及びJICAとの協議踏まえ、協力対象事業の計画策定（概略設計、機材仕様書（案）の作成）を行う。計画策定には最低限以下の項目を含める。

なお、設計に当たっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」（2009年3月）（以下、設計・積算マニュアル）に従い、設計総括表を作成し、当機構に対しその内容を説明し、確認を取ることとする。

- ア) 基本方針
- イ) 基本計画（機材の基本的仕様）
- ウ) 機材計画
- カ) 調達計画
- キ) 設計・調達監理計画
- ク) 工程計画
- ケ) 運営維持管理計画
- コ) ソフトコンポーネント計画（必要に応じて）

（21）概略事業費の積算

事業全体及びその中で我が国無償資金協力の対象として計画する「協力対象事業」の概略事業費を積算する。積算に当たっては、同積算の結果が無償資金協力の事業費算定の根拠となることを踏まえて、調査・設計の妥当性をよく検討し、資料の欠落や過誤・違算を防止するとともに、過不足のない適正なものになるよう留意する。

積算に当たっては、2009年3月に策定された「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」を参照し、積算総括表を作成の上でJICAに対しその内容を説明し、確認を得ることとする。

最終的に確認された設計総括表、積算総括表は準備調査報告書に参考資料として添付する。なお、設計・積算精度については入札に対応できる精度とする。

① 準拠ガイドライン

具体的積算に当たっては、上記マニュアルの機材編（2019年10月）を参照すること。

② 概略事業費にかかるコスト縮減の検討

概略事業費の算出に当たっては、コスト縮減の可能性を十分に検討する。

③ 事業費等のドナー比較

事業費については、その妥当性を確認するため、他ドナー等が実施した類似案件についての以下を含む情報を入手する。

(ア)実施時期

(イ)事業費（総事業費及び内訳）

(ウ)概略の仕様

(エ)入札方法（PQ 基準、国際入札／国内入札等）

(オ)契約条件（支払い条件（履行保証の有無等）等）

(カ)品質監理方法

④ 予備的経費

本案件に関する予備的経費の計上について、現地調査等を通じ以下のリスク情報を収集・分析し、これを JICA に提供する。

(ア)経済状況、市場変化にかかるリスク（インフレ率等）

(イ)設計量変動にかかるリスク

(ウ)自然条件にかかるリスク

(エ)現地政府のガバナンスにかかるリスク

(オ)治安状況にかかるリスク

（２２）運営・維持管理計画の策定及び運営・維持管理費の積算

本事業で整備する機材を適切に運用するために必要なバングラデシュ側の体制を検討する。また、機材の運営・維持管理の計画を策定し、必要となる費用を積算する。その際、毎年必要な点検・維持管理業務・経費、数年単位で必要な維持管理業務・経費、及び機材の更新に必要な業務・経費に分類して整理する。なお、保守契約付帯が望ましい機材が計画内容に含まれる場合は、保守サービスの実施体制、保守の内容、期間等を調査し、概略設計に含めて提案する。

（２３）詳細設計実施に向けた留意事項の整理

概略設計を踏まえ、詳細設計を実施するに当たり懸案となる事項、積み残し事項等、留意点をまとめ、協力対象事業の実施時に確実に引き継がれるよう配慮する。

具体的には、概略設計段階と詳細設計段階のアウトプットを具体的に示し、その差を明らかにする。

（２４）事業実施に当たっての留意事項の整理

本計画の円滑な実施に直接的な影響を与えると考えられる留意事項を整理する。

特に、本体事業の入札実施に当たって、適正な技術の導入を確保しつつ競争性を確保するために、入札条件書類に含むべき詳細設計の内容、入札参加者資格要件について検討し、留意事項を整理する。

（２５）事業リスクとリスク軽減策の検討

事業実施中、事業実施後に想定される各種リスクを検討する。特に事業実施中のリスクについて、それらを最小化すべく、実施時期や役割分担をより詳細化するなどによりコントロールする手法について検討する。

事業実施後に想定されるリスクの軽減については、ハード面、ソフト面ともに検討し、詳細設計やソフトコンポーネントでの対応によるリスク軽減策も検討する。なお、

リスクの検討に当たっては類似案件の事後評価、また自社案件における教訓を整理し反映させる。

(26) 事業評価の整理及び事業評価指標の設定

事業の評価を妥当性と有効性に分類して整理する。有効性については、①定量的効果、②定性的効果に分類して評価し、定量的効果については、可能な限り定量的指標を設定し、プロジェクト完成後約3年を目途とした目標年の目標値を設定する。プロジェクトの成果、裨益効果、事後評価のための評価指標の検討・関連情報の収集事業効果等の評価に必要なベースラインの情報収集を行い、プロジェクト実施による評価指標を検討する。

(27) 準備調査報告書(案)の作成

全体を通じた調査結果を準備調査報告書(案)として取りまとめ、内容について JICA と協議する。

<第2次現地調査(概略設計概要説明調査)>

(28) 準備調査報告書(案)の説明・協議

概算事業費を含む上記準備調査報告書(案)をバングラデシュ政府関係者に説明し、内容を協議・確認する。特に、事業実施における維持管理体制の整備や環境社会配慮など、相手国側による事業の技術的・財務的自立発展性確保のための条件、具体的対応策について十分説明・協議する。協議の結果、準備調査報告書(案)の内容について相手国側からコメントがなされた場合は、これを十分検討のうえ、必要に応じ本計画の基本構想を変えない範囲で修正を加え、準備調査報告書に反映させる。

<第3次国内作業>

(29) 準備調査報告書等の作成

バングラデシュ政府関係者等への準備調査報告書(案)の説明・協議を踏まえ、以下の成果品等を作成する。

- ① 概略事業費(無償)積算内訳書
- ② 概要資料
- ③ 準備調査報告書
- ④ 機材仕様書(案)
- ⑤ デジタル画像集
- ⑥ 進捗報告書(Project Monitoring Report)の初版
- ⑦ 免税情報シート

(30) 開発事業提案書(Development Project Proposal : DPP)の策定・申請支援

本協力準備調査中にバングラデシュ側で手続きがなされる DPP 策定・申請に係る側面支援を行う。

第8条 成果品等

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち、(6)から(10)を成果品とする。提出期限は契約履行期間の末日とする

なお、以下に示す部数は、JICA へ提出する部数であり、相手国実施機関との協議、国内の会議等に必要な部数は別途用意すること(製本は不要)。

- (1) 業務計画書 : 和文3部

- (2) インセプション・レポート : 和文 3 部
: 英文 10 部
- (3) 現地調査結果概要(1) : 和文 3 部
- (4) 現地調査結果概要(2) : 和文 3 部
- (5) 準備調査報告書 (案) : 和文 3 部
: 英文 10 部
- (6) 概略事業費 (無償) 積算内訳書 : 和文 3 部
- (7) 概要資料 : 和文 1 部及び CD-R 1 枚
- (8) 準備調査報告書 : 和文 (製本版) 8 部及び CD-R 1 枚
: 英文 (製本版) 15 部及び CD-R 3 枚
: 和文 (簡易製本版) 3 部及び CD-R 1 枚
- (9) 機材仕様書 (案) : 和文 3 部
: 英文 10 部
- (10) デジタル画像集 : CD-R 2 枚 (デジタル画像 40 枚程度)
- (11) 進捗報告書 (Project Monitoring Report) の初版 : 英文 3 部
- (12) 免税情報シート

注 1) (1) 業務計画書については、共通仕様書第 6 条に規定する計画書を意味しており、同条に規定する事項を記載するものとする。

注 2) (2) インセプション・レポートについては、円滑に現地調査を開始するために日本出発前に英文を作成し、機構に提出する。

注 3) (6) については、「協力準備調査の設計・積算マニュアル」機材編 (2019 年 10 月) を、その他については「無償資金協力に係る報告書等作成のためのガイドライン」を参照することとする。

注 4) (8) 準備調査報告書 (和文: 製本版) には概略事業費の記載があるため、業者契約認証まで公開制限を行っている。このため、本業務完了後直ちに調査内容を公開するために概略事業費を記載しない報告書として準備調査報告書 (和文: 簡易製本版) を作成する。

注 5) 報告書類の印刷、電子化 (CD-R) については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

注 6) 特に記載のないものはすべて簡易製本 (ホッチキス止め可) とする。簡易製本の様式については、上記ガイドラインを参照する。

注 7) 報告書等全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。また、外国語報告書の作成に当たっては、その表現には十分注意を払い、国際的に通用する外国語文 (英文) により作成するとともに、必ず当該分野の経験・知識とともに豊富なネイティブスピーカーの校閲を受けること。

プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項

(プロポーザルの重要な評価部分)

プロポーザルの作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.(2)「2)業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書案を参照すること。なお、プロポーザルにおいては、特記仕様書案の内容と異なる内容の提案については、これを認めています。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリット及び費用／コストについての説明を必ず記述してください。見積書については、同代替案に要する経費を本見積に含めて提出することとします（ただし、上限額を超える場合は、別提案・別見積としてください）。代替案の採否については契約交渉時に協議を行うこととします。

No.	提案を求める内容	特記仕様書案での該当条項
1	具体的な設置地点の検討手法	第6条 実施方針及び留意事項 (8) 具体的な設置地点の検討、確定 第7条 業務の内容 (10) 具体的な設置地点の検討、確定
2	導入機材及び維持管理体制の検討	第6条 実施方針及び留意事項(9) 導入機材及び維持管理体制の検討
3	事業リスクとリスク軽減策の検討	第7条 業務の内容(24) 事業リスクとリスク軽減策の検討

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

評価対象とする類似業務：大気環境測定・モニタリングに係る各種調査

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載内容に基づき作成いただきます。一方で、コロナ禍の影響が長引き現地渡航できない状況が継続する可能性もあります。現地業務について、本説明書あるいはプロポーザルの計画から延期せざるを得ない場合を想定し、現地業務開始前に実施できる国内業務について提案があればプロポーザルに追加で記載してください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外、見積不要とします。

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合）

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 評価対象業務従事者の経歴及び業務従事者の予定人月数

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者の担当専門分野及び想定される業務従事人月数は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

① 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

- 業務主任者／大気環境測定・モニタリング計画
- 自排局配置計画／機材計画 1

② 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 8. 4 4 人月

2) 業務経験分野等

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／大気環境測定・モニタリング計画）】

- ① 類似業務経験の分野：大気環境測定・モニタリング計画に係る業務
- ② 対象国及び類似地域：バングラデシュ国及びその他全途上国
- ③ 語学能力：英語
- ④ 業務主任者等としての経験

【業務従事者：自排局配置計画／機材計画1】

- ① 類似業務経験の分野：自排局配置計画／機材計画1に係る業務
- ② 対象国及び類似地域：バングラデシュ国及びその他全途上国
- ③ 語学能力：英語

【**留意事項**】語学の証明書に関して、TOEICのIPテストによるスコアレポートも可とした暫定運用は2022年9月末にて終了していますので、ご留意ください。なお、CASECやJICA専門家検定による認定書は、従来より認定の対象外となっています。

(詳細：https://www.jica.go.jp/announce/information/20220118_02.html)

2. 業務実施上の条件

(1) 業務工程

2023年5月下旬に国内業務を開始し、2023年7月上旬より第1次現地調査を行い、帰国後に国内解析を行う。2024年1月上旬に第2次現地調査（概略設計概要説明）を実施する。2024年2月中旬までに概略設計概要資料を提出し、2024年4月下旬までに準備調査報告書を含む成果品を提出する。

項目/時期	2023年								2024年			
	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
事前準備												
現地調査（概略設計）												
国内作業												
現地調査（概要説明）												
概略設計概要資料提出												
報告書提出												
		▲ Ic/R							▲ DF/R			▲ F/R

(2) 業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途

約 18.35人月（現地：8.60人月、国内：9.75人月）

2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成（及び格付案）は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成（及び格付）を提案してください。

- ① 業務主任者／大気環境測定・モニタリング計画（2号）
- ② 自排局配置計画／機材計画1（3号）
- ③ 機材計画2
- ④ 組織体制／維持管理計画
- ⑤ 調達計画／積算

3) 渡航回数を目途 全8回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

(3) 特殊傭人

現地での情報収集、調査補助等に必要な要員の傭上を認める。傭上を希望する場合は、必要経費を本見積りに含めて計上すること。なお、特殊傭人を活用する場合は、「5. 実施方針及び留意事項」の(2)に記載のとおり、第1次現地調査項目のうち、遠隔での調査実施が可能な項目について、予備的な情報収集を開始するとともに、現地調査期間中、及び測定局設置用地の確保に係る進捗確認や DPP 策定・申請に係る側面支援等、国内作業期間中についても適宜要員を活用し、効率的な調査工程を確保するよう工夫する。

(4) 現地再委託

本業務について、再委託は想定していません。

(5) 配付資料／公開資料等

1) 配付資料

無し

2) 公開資料

バン格拉デシュ国「大気汚染にかかる基礎情報収集・確認調査」
JICA 報告書 PDF 版 (JICA Report PDF)

(6) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	有
2	通訳の配置	無
3	執務スペース	無

4	家具（机・椅子・棚等）	無
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

（7）安全管理

現地業務に際し、JICA の安全対策措置を遵守すること。同措置に基づき、バングラデシュ渡航前・後に、必ず以下の事項を行うと共に、関係者の渡航計画や業務実施状況を JICA 所定の書式を用い、渡航前（遅くとも出発の 14 営業日前）に提出し、JICA の承認を得ること。

<業務渡航の条件（事前準備）>

- ・渡航前に「海外安全対策ハンドブック」及び「バングラデシュ国安全対策マニュアル」を熟読する。
- ・JICA 事務所による安全ブリーフィングを受講する。
- ・渡航前に JICA 事務所に申請の上、JICA 事務所が管理する安全情報メーリングリスト及び SMS 配信リストへの登録を行う。
- ・渡航前に、安全対策研修（Web 版等）を受講する。
- ・渡航・滞在時点での最新の行動規範を遵守する。
- ・宗教記念日・宗教行事開催時期及びその前後、その他リスクが高いと考えられる期間は渡航を極力控える。それ以外の場合であっても、最新の治安情勢や空港からの（または空港までの）移動経路の安全状況の事前確認、渡航の優先度等を踏まえる。

<現地での行動>

- ・ホテルに宿泊する場合は、JICA 事務所が宿泊利用を認めたホテルとする。ホテル以外（借上アパート等）に関しては、利用前に必要な安全対策措置を講じ、JICA 事務所の承認を得る。
- ・外勤は、勤務先や訪問先及びその周辺地域の安全状況を踏まえて、要すれば JICA 事務所または配属機関等が手配する警護付き車両での移動等、必要な安全対策措置を講じることを条件に実施する。継続的に勤務する配属機関等については、JICA 事務所による安全対策確認調査を受ける。
- ・国内出張は、必要な安全対策措置を講じることを前提とし、JICA 事務所が事前に計画を確認したものについて実施を認める。日没後の都市間移動は避ける。
- ・業務外で都市間移動が伴う行動の場合、JICA 事務所に事前に承認を得ること。
- ・短期間の出張者については、毎日夕刻、代表者から JICA 事務所オペレーション・ルームに安全確認の連絡を SMS／電話で入れる。
- ・日頃から行動パターン（通勤／移動時間、使用する道路や施設）を固定せず、ロープロファイルを旨とし、用心を怠らず、狙われにくくする。
- ・十分充電した携帯電話を携行し、宿泊先においても常時連絡が取れる状態を必ず維持する。
- ・車両乗降時は、可能な限り住居・JICA 事務所等の敷地内等周囲から見えにくい場所で乗降するとともに、周囲に気を配り、不審者・不審車両（バイク含む）が近づいていないことを確認する。車両乗車中は扉を施錠し、後方から追尾してくる不審車両がないか注意を払う。
- ・空港においては出発/到着ロビー等、制限区域外の滞在時間を必要最小限とする。

- ・単独行動を極力控える。
- ・イスラム教その他の宗教記念日及びその前後、イスラム集団礼拝日である金曜日の午後、ラマダン期間中の金曜日、政治的記念日、その他リスクが高いと考えられる期間は外出を控える。
- ・服装に関しては、肌の露出等を控え、目立たないようにする。

ダッカ市内

<全般>

- ・行動エリアは、オールドダッカ及び旧刑務所周辺を除く地域とする。このうち、①軍・警察関連施設、宗教施設には近づかないこと、②空港、バザール、バスターミナル、外国人が集まるレストランやホテル（JICA 事務所が宿泊利用を認めていないホテル）、ショッピングモールへの訪問・利用は、滞在時間を可能な限り短縮すること。

<日中>

- ・日中（日没前）に限り、徒歩移動も可とする。
- ・リキシャ・CNG の利用はバリダラ地区のみ可とする。公共バス・鉄道の利用は不可とする。

<夜間>

- ・業務外の夜間（日没後）の行動は、バリダラ、ボナニ、グルシャン及び JICA 事務所が利用を認めたホテルのみ可とする。
- ・夜間（日没後）の外出時間は、必要最小限の範囲とする。
- ・夜間（日没後）の移動は車両とする（リキシャ・CNG・公共バス・鉄道は不可。自家用車（四輪）、借上車両（四輪）、タクシー（四輪）、配車サービス（四輪）は可）。但し、夜間の徒歩移動は、バリダラ、ボナニ、グルシャンの3地区に限り、15分程度のみ可とする。

ダッカ市内以外の全土（チョットグラム丘陵地帯を除く）

<全般>

- ・行動エリアは、滞在都市内の地域とする（但し、ロヒンギヤ避難民キャンプ地域への訪問は不可）。このうち、①軍・警察関連施設、宗教施設には近づかないこと、②空港、バザール、バスターミナル、外国人が集まるレストランやホテル（JICA 事務所が宿泊利用を認めていないホテル）、ショッピングモールへの訪問・利用は、滞在時間を可能な限り短縮すること。

<日中>

- ・日中（日没前）に限り、徒歩移動も可とする。
- ・リキシャ・CNG・公共バス・鉄道の利用は不可とする。

<夜間>

- ・夜間（日没後）の外出時間は、必要最小限の範囲とする。
- ・夜間の移動は車両とする。（リキシャ・CNG・公共バス・鉄道は不可。自家用車（四輪）、借上車両（四輪）、タクシー（四輪）、配車サービス（四輪）は可）

（8）無償資金協力事業の実施体制

本計画の実施が我が国の施設・機材等調達方式無償として実施される場合、JICA は本業務を実施した本邦コンサルタントを、実施設計及び施工監理を実施するコンサルタントとして先方政府に推薦することを想定している。また、実施設計・施工

監理体制に関する提案は、プロポーザル作成時点で想定される業務内容、作業計画及び要員計画をプロポーザルに記載する。その際、「コンサルタント契約におけるプロポーザルの作成ガイドライン」（2022年4月）の様式4-2および様式4-3を準用した表を添付する。

（9）業務主任の総括団員（JICA 団員）への同行

現地調査に関し、業務主任は発注者からの調査団員滞在期間中、原則として総括団員（JICA 団員）の調査に同行することとするが、その他の団員は業務の効率を考慮し、別行動での調査実施を妨げない。

（10）不正腐敗の防止

本調査の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に準備調査を行うこと。なお、疑義が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

4. 見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成にあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2022年4月）」を参照してください。

（URL:<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>）

（1）契約期間の分割について

第1章「3. 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合（又は競争参加者が分割を提案する場合は、各期間分及び全体分の見積をそれぞれ作成してください。

（2）上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案については、プロポーザルには含めず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に提出ください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

①超過分が切り出し可能な場合：超過分のみ別提案・別見積として提案しません。

②超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

（例）

セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上限

超過)のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上、B案については、別提案においてA案の代替案であることがわかるように説明の上、別提案として記載し、B案の経費を別見積にて提出。

【上限額】

67,741,000円(税抜)

なお、定額計上分 195,000円(税抜)については上記上限額には含んでいません。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。

また、上記の金額は、下記(3)別見積としている項目を含みません。

なお、本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

(3) 別見積について(評価対象外)

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。

- 1) 旅費(その他:戦争特約保険料)
- 2) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- 3) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費
- 4) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 5) 上限額を超える別提案に関する経費
- 6) 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

(4) 定額計上について

定額計上した経費については、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者による見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

	対象とする経費	該当箇所	金額(税抜き)	金額に含まれる範囲	費用項目
1	資料等翻訳費		195,000円		一般業務費

(5) 見積価格について、

各費目にて千円未満を切り捨てた合計額(税抜き)で計上してください。

(6) 旅費(航空賃)について

参考まで、JICAの標準渡航経路(キャリア)を以下のとおり提示します。なお、提示している経路(キャリア)以外を排除するものではありません。

東京⇒バンコク⇒ダッカ（タイ国際航空）

（7）業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

（8）外貨交換レートについて

JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

（URL：https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html）

（9）その他留意事項

バングラデシュ国内における宿泊については、安全管理対策上の理由からJICAが宿泊先を指定することとしているため、宿泊料については、格付特号、1号は15,500円／泊、2～6号は13,500円／泊として計上してください。また、滞在日数が30日又は60日を超える場合の逡減は適用しません。

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
2. 業務の実施方針等	(40)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	14	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	16	
(3) 要員計画等の妥当性	4	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	6	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50)	
	(34)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	業務主任者のみ	業務管理グループ
① 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／大気環境測定・モニタリング計画</u>	(34)	(13)
ア) 類似業務の経験	13	5
イ) 対象国・地域での業務経験	4	1
ウ) 語学力	5	2
エ) 業務主任者等としての経験	7	3
オ) その他学位、資格等	5	2
② 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者／〇〇〇〇</u>	(-)	(13)
ア) 類似業務の経験	-	5
イ) 対象国・地域での業務経験	-	1
ウ) 語学力	-	2
エ) 業務主任者等としての経験	-	3
オ) その他学位、資格等	-	2
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	(-)	(8)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	-	-
イ) 業務管理体制	-	8
(2) 業務従事者の経験・能力：<u>自排局配置計画／機材計画 1</u>	(16)	
ア) 類似業務の経験	8	
イ) 対象国・地域での業務経験	2	
ウ) 語学力	3	
エ) その他学位、資格等	3	